

図書館複写（コピー）サービス

図書館では著作権法第 31 条に基づいて資料を複写（コピー）することができます。注意事項をご確認の上、図書館スタッフまでお声かけください。



《注意事項》

1. 図書館では著作権法第 31 条に基づいて複写をすることができます。
2. 図書館は、利用者の調査研究のために利用されることを前提として複写サービスを提供しています。
3. 複写は、当館所蔵資料に限ります。
4. 同一資料の複数部数の複写は認められていません。
5. 著作権のある資料の複写は、著作物の一部分（一著作物の半分以上）までです。

著作権法第 31 条（図書館における複製）

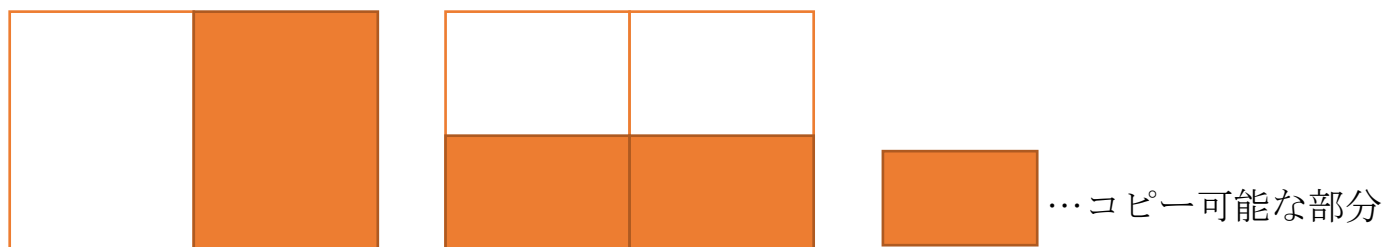
図書館においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる。

- 一、 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に記載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製を一人につき、一部提供する場合

著作物の一部分とは？

一般的には著作物の「半分まで」とされています。

地図ならば下の図のように 1 枚の半分まで（ゼンリン住宅地図は見開きを 1 作品とします）などです。



※最新号の雑誌・当日の新聞は複写（コピー）できません。

詳しくは当館の複写可能範囲一覧表をご確認ください。

複写（コピー）申込手順

- ①複写したい図書をお持ちの上、カウンターの図書館スタッフまでお声かけください。『図書館資料複写（コピー）申込書』をお渡しします。
- ②ご本人様にて申込書への記入と、複写をお願いします。
- ③複写後、申込書と複写物をカウンターにお持ちください。図書館スタッフが複写範囲の確認をさせていただきます。

※図書館が業務上知り得た情報は厳守いたします。

お預かりした個人情報を利用目的以外に使用しません。

コピー料金

白黒コピー	（全サイズ）	1 枚 10 円
カラーコピー	（A4,B5,B4）	1 枚 50 円
カラーコピー	（A3）	1 枚 80 円